

## 市第5号議案 旅館業法施行条例の一部改正

### 1 提案理由

平成29年12月に旅館業法（昭和23年法律第138号。以下、「法」という。）が一部改正されました。また、同法に基づき旅館業の構造設備基準を定めている旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下、「政令」という。）も平成30年1月に改正され、いずれも平成30年6月15日に施行されます。

これらの改正に伴い、旅館業施設の構造設備基準等を定めた横浜市の「旅館業法施行条例」（以下、「条例」という。）を一部改正します。

### 2 主な改正内容

#### (1) 「旅館・ホテル営業」の構造設備の基準の規定

法の改正により、別個の営業種別であった旅館営業とホテル営業が「旅館・ホテル営業」に統合されました。また、政令の改正により、旅館営業とホテル営業の構造設備の基準も統合されました。これを受け、条例でも旅館営業とホテル営業の構造設備の基準を統合した「旅館・ホテル営業」の構造設備の基準を定めます。

#### (2) 簡易宿所営業の構造設備の基準の改正

##### ア 玄関帳場（フロント）の基準

玄関帳場の設置は、旅館・ホテル営業については政令で、簡易宿所営業については条例で規定しています。政令の改正等を受け、条例で定める簡易宿所営業の玄関帳場の基準について改正を行います。

(ア) 政令の改正により、旅館・ホテル営業の玄関帳場の代替設備としてビデオカメラ等の「宿泊者の確認を適切に行うための設備」が認められることとなったため、簡易宿所営業についても同様に条例で玄関帳場の代替設備を認めます。

(イ) 緊急時の迅速な対応等が可能である場合、複数の簡易宿所営業の施設が、当該施設以外の場所に玄関帳場を設置し共用することを認めます。

##### イ 客室面積の基準

政令の改正により、簡易宿所営業の客室の延床面積の基準に関して、宿泊者の数を10人未満とする小規模な施設については「3.3平方メートルに当該宿泊

者の数を乗じた面積以上」と新たに定められました。

現行条例では、簡易宿所営業の客室の面積の基準を定めていますが、政令の改正を受け、宿泊者の数を10人未満とする小規模な施設の場合の規定を追加します。

(3) 数値による構造設備の基準の削除

政令の改正や、「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年12月5日生食発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の改正で、客室数や設備の個数など、数値による基準が削除されました。

これを受け、客室の窓の大きさ、玄関帳場の受付台の大きさ、共同用洗面設備の給水栓数、共同用便所の便器数等の数値基準を削除します。

#### 4 施行日

平成30年6月15日

## 新旧対照表（旅館業法施行条例）

現 行	改 正 案
<p>旅館業法施行条例 平成 15 年 2 月 25 日横浜市条例第 2 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 3 条第 4 項（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 項並びに旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）<u>第 1 条第 1 項第 11 号、第 2 項第 10 号、第 3 項第 7 号及び第 4 項第 5 号</u>の規定による旅館業の施設の構造設備の基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（第 2 条、第 3 条省略）</p> <p>（衛生措置の基準）</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項に規定する条例で定める措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>（第 5 条省略）</p> <p>（ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 6 条 政令第 1 条第 1 項第 11 号に規定する条例で定める<u>ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（旅館営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 7 条 政令第 1 条第 2 項第 10 号に規定する条例で定める<u>旅館営業の施設の構造設備の基準</u>は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 8 条 政令第 1 条第 3 項第 7 号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第 4</u>のとおりとする。</p> <p>（下宿営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 9 条 政令第 1 条第 4 項第 5 号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第 5</u>のとおりとする。</p> <p>（基準の特例）</p> <p>第 10 条 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。</p>	<p>旅館業法施行条例 平成 15 年 2 月 25 日横浜市条例第 2 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 3 条第 4 項（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 号並びに旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「政令」という。）<u>第 1 条第 1 項第 8 号、第 2 項第 7 号及び第 3 項第 5 号</u>の規定による旅館業の施設の構造設備の基準その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（第 2 条、第 3 条省略）</p> <p>（衛生措置の基準）</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項に規定する条例で定める措置の基準は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>（第 5 条省略）</p> <p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 6 条 政令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する条例で定める<u>旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</u>は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 7 条 政令第 1 条第 2 項第 7 号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第 3</u>のとおりとする。</p> <p>（下宿営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 8 条 政令第 1 条第 3 項第 5 号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、<u>別表第 4</u>のとおりとする。</p> <p>（基準の特例）</p> <p>第 9 条 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。</p>

現 行	改 正 案
<p>以下「省令」という。) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、別表第2第3項及び第4項、別表第3第3項並びに別表第4第3項に規定する基準は、適用しない。</p> <p>2 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、別表第4第3項に規定する基準は、適用しない。</p> <p>3 省令第5条第1項第5号に掲げる施設については、別表第3第3項に規定する基準は、適用しない。</p> <p>4 第1項の施設については、別表第2第2項第3号から第5号まで、第5項及び第6項、別表第3第4項から第6項まで並びに別表第4第4項から第6項までに規定する基準により難い場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>5 第2項の施設については、別表第4第5項及び第6項に規定する基準により難い場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。</p>	<p>以下「省令」という。) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、別表第2第3項及び別表第3第3項に規定する基準は、適用しない。</p> <p>2 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、別表第3第3項に規定する基準は、適用しない。</p> <p><b>【第3項から第5項まで削除】</b></p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>別表第1 (第4条)</p>	<p>別表第1 (第4条)</p>
<p>1 宿泊しようとする者と面接すること。</p> <p>2 営業施設の内外は、<u>1日1回以上清掃すること。</u></p> <p>3 各客室の収容定員は、規則で定める基準によること。</p> <p>4 客室にくず紙入れ容器を備え、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗淨したものを置くこと。</p> <p>5 寝具類は、常に清潔にし、消毒を行い、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替え、保管室等に衛生的に保管すること。</p> <p>6 洗面用水に水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。)以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。</p> <p>7 浴室等の管理は、規則で定める基準によること。</p> <p>8 便所は、<u>毎日清掃し、清潔に保つこと。</u></p> <p>9 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。</p>	<p>1 宿泊しようとする者と面接すること(玄関帳場を設けない施設において当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。)</p> <p>2 衛生上の危害の発生を防止するため、旅館業の施設に常駐すること又は宿泊者の求めに応じて適切に対応できるこれと同等の体制を整備すること。</p> <p>3 旅館業の施設の内外は、<u>定期的に清掃し、清潔に保つこと。</u></p> <p>4 各客室の収容定員は、規則で定める基準によること。</p> <p>5 客室にくず紙入れ容器を備えるとともに、水差し、コップ等飲食用の器具を備える場合は、洗淨したものを置くこと。</p> <p>6 寝具類は、常に清潔にし、消毒を行い、敷布、掛襟、浴衣、枕カバー等の布片類は、客1人ごとに洗濯したものと取り替え、<u>保管設備に衛生的に保管すること。</u></p> <p>7 洗面設備に供給される水は、水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準に適合する水とすること。</p> <p>8 浴室等の管理は、規則で定める基準によること。</p> <p>9 便所は、<u>定期的に清掃し、清潔に保つこと。</u></p> <p>10 旅館業の施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>別表第2（第6条、<u>第10条第1項及び第4項</u>）</p> <p>（第1項省略）</p> <p>2 客室の基準</p> <p>(1) <u>洋式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1を超えていること。</u></p> <p>(2) <u>屋外に面する主たる客室には、当該主たる客室の面積の10分の1以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。</u></p> <p>(3) <u>入浴設備は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>浴室又はシャワー室の内部を当該客室及び当該客室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が浴室側に設けられていること。</u></p> <p>イ <u>清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられていること。</u></p> <p>ウ <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>エ <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>オ <u>汚水を停滞なく排除することができる構造であること。</u></p> <p>カ <u>レジオネラ属菌その他規則で定める病原体による浴槽水の汚染を防止するために必要な規則で定める構造設備を有すること。</u></p> <p>(4) <u>洗面設備は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(5) <u>便所は、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(6) <u>宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。</u></p> <p>(7) <u>人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。</u></p> <p>(8) <u>和式の構造設備による客室を設ける場合は、当該客室が、第2号から前号までの規定に該当し、かつ、次の要件を満たすものであること。</u></p> <p>ア <u>出入口及び窓は、かぎを掛けることができるものであること。</u></p>	<p>別表第2（第6条、<u>第9条第1項</u>）</p> <p>（第1項省略）</p> <p>2 客室の基準</p> <p><b>【第1号削除】</b></p> <p>(1) <u>屋外に面する主たる客室には、採光上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p><b>【第3号から第8号まで削除】</b></p> <p>(2) <u>出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。</u></p>

現 行	改 正 案										
<p><u>イ</u> 他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互にかぎを掛けることができるものであること。</p> <p><u>ウ</u> 寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。</p> <p>3 玄関帳場の基準 (第1号から第3号まで省略)</p> <p><u>(4)</u> 受付台は、幅が0.3メートル以上、長さがおおむね1.2メートル以上、床面からの高さが0.7メートル以上1.3メートル以下とすること。</p> <p><u>(5)</u> 受付台の上方は、宿泊者との面接を容易にするため、1メートル以上の空間を有すること。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、当該空間を規則で定める構造とすることができる。</p> <p>4 ロビーの基準 次の要件を満たすロビーが設けられていること。</p> <p><u>(1)</u> 玄関帳場に面していること。</p> <p><u>(2)</u> 規則で定める方法により算出された次の表の左欄に掲げる全客室の収容定員の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の面積を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="151 1171 759 1368"> <thead> <tr> <th>全客室の収容定員の合計</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人以下</td> <td>20平方メートル</td> </tr> <tr> <td>101人から150人まで</td> <td>30平方メートル</td> </tr> <tr> <td>151人から200人まで</td> <td>40平方メートル</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td>50平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 共同用の入浴設備の基準 共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備が、次の要件を満たすものであること。</p> <p><u>(1)</u> 入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造設備を有すること。</p> <p><u>(2)</u> 清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられていること。</p> <p><u>(3)</u> 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</p> <p><u>(4)</u> 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</p> <p><u>(5)</u> 汚水を停滞なく排除することができる構造であること。</p> <p><u>(6)</u> レジオネラ属菌その他規則で定める病原体による浴槽水の汚染を防止するために必要な規則で定める構造設備を有すること。</p>	全客室の収容定員の合計	面 積	100人以下	20平方メートル	101人から150人まで	30平方メートル	151人から200人まで	40平方メートル	201人以上	50平方メートル	<p><u>(3)</u> 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に鍵を掛けることができるものであること。</p> <p>3 玄関帳場の基準 (第1号から第3号まで省略)</p> <p><b>【第4号削除】</b></p> <p><u>(4)</u> その上方に宿泊者との面接を容易に行うことができる空間を有する受付台を設置すること。この場合において、市長が特に必要があると認める場合は、当該空間を規則で定める構造とすることができる。</p> <p><b>【第4項削除】</b></p> <p>4 入浴設備の基準</p> <p><b>【第1号削除】</b></p> <p><u>(1)</u> 清浄な水及び湯を供給することができる設備が設けられていること。</p> <p><u>(2)</u> 機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</p> <p><u>(3)</u> 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</p> <p><u>(4)</u> 汚水を停滞なく排除することができる構造であること。</p> <p><u>(5)</u> レジオネラ属菌その他規則で定める病原体による浴槽水の汚染を防止するために必要な規則で定める構造設備を有すること。</p>
全客室の収容定員の合計	面 積										
100人以下	20平方メートル										
101人から150人まで	30平方メートル										
151人から200人まで	40平方メートル										
201人以上	50平方メートル										

現 行	改 正 案
<p>(7) <u>適当な広さの脱衣室並びに適当な数の上がり湯栓及び水栓又はシャワーが設けられていること。</u></p> <p>6 <u>共同用の便所の基準</u>  <u>ロビー、食堂、宴会場、会議室その他多数人が利用する施設が設けられている階には、次の要件を満たす共同用の便所が設けられていること。ただし、当該施設が設けられている階の直上階又は直下階に共同用の便所が設けられている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>宿泊者その他のホテル営業の施設の利用者の需要を満たす規模のものであること。</u></p> <p>(2) <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>(3) <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(4) <u>流水式手洗設備が設けられていること。</u></p>	<p>(6) <u>客室に入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該客室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が入浴設備側に設けられていること。</u></p> <p>(7) <u>共同用の入浴設備を設ける場合は、当該入浴設備の内部を当該入浴設備の外から見通すことを遮ることができる構造であること。</u></p> <p>(8) <u>共同用の入浴設備を設ける場合は、適当な広さの脱衣室並びに適当な数の上がり湯栓及び水栓又はシャワーが設けられていること。</u></p> <p>5 <u>洗面設備の基準</u></p> <p>(1) <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(2) <u>専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の給水栓を有する共同用の洗面設備が設けられていること。</u></p> <p>6 <u>便所の基準</u></p> <p><b>【第1号削除】</b></p> <p>(1) <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>(2) <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(3) <u>流水式手洗設備が設けられていること (客室内の専用の便所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合を除く。)</u></p> <p>(4) <u>専用の便所を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、宿泊者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。</u></p> <p>(5) <u>食堂、宴会場、会議室その他多数人が利用する施設が設けられている階又は当該施設が設けられている階の直上階若しくは直下階には、当該施設の利用者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する男子用及び女子用に区分した共同用の便所が設けられていること。ただし、利用者の需要を満たすことができるとして市長が特に認めるときは、当該便所を男子用及び女子用に区分しないことができる。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>7 寝具、寝衣等の保管室の基準            宿泊者の需要を満たす規模の寝具、寝衣等の保管室が設けられていること。</p> <p>8 給水設備の基準            水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水設備を設けて飲料水を供給する場合は、同法第4条に規定する水質基準に適合する水を供給することができる設備が設けられていること。</p> <p>別表第3（第7条、第10条第1項、第3項及び第4項）</p> <p>1 外観の基準            別表第2第1項の規定に該当すること。</p> <p>2 客室の基準</p> <p>(1) 和式の構造設備による客室の数が客室の総数の2分の1を超えていること。</p> <p>(2) 屋外に面する主たる客室には、当該主たる客室の面積の10分の1以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。</p> <p>(3) 出入口及び窓は、かぎを掛けることができるものであること。</p> <p>(4) 他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互にかぎを掛けることができるものであること。</p> <p>(5) 寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。ただし、洋式の構造設備による客室にあつては、この限りでない。</p> <p>(6) 宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。</p> <p>(7) 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。</p> <p>3 玄関帳場の基準            別表第2第3項の規定に該当すること。</p> <p>4 入浴設備の基準            客室に設けられる入浴設備にあつては別表第2第2項第3号の規定に、共同用の入浴設備にあつては同表第5項の規定に該当すること。</p> <p>5 洗面設備の基準</p> <p>(1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</p> <p>(2) 専用の洗面設備を有しない客室がある場合は、共同用の洗面設備が設けられていること。</p> <p>(3) 共同用の洗面設備の給水栓の数は、専用の洗面設備を有しない客室の床面積の合計が160平方メートル以下の場合は40平方メートルまでごとに1以上、160平方メートルを超える場合は4に160平方メートルを超える面積の80平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。</p>	<p>7 寝具、寝衣等の保管設備の基準            宿泊者の需要を満たす規模の寝具、寝衣等の保管設備が設けられていること。</p> <p>8 給水設備の基準            水道法第3条第9項に規定する給水装置以外の給水設備を設けて飲料水を供給する場合は、同法第4条に規定する水質基準に適合する水を供給することができる設備が設けられていること。</p> <p><b>【削除】</b></p>

現 行	改 正 案
<p>6 便所の基準</p> <p>(1) <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>(2) <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(3) <u>専用の便所を有しない客室がある場合は、共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p>(4) <u>共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない客室の床面積の合計が 160 平方メートル以下の場合 40 平方メートルまでごとに 1 以上、160 平方メートルを超える場合は 4 に 160 平方メートルを超える面積の 80 平方メートルまでごとに 1 を加えた数以上であること。</u></p> <p>(5) <u>共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること。</u></p> <p>7 寝具、寝衣等の保管室の基準 別表第 2 第 7 項の規定に該当すること。</p> <p>8 給水設備の基準 別表第 2 第 8 項の規定に該当すること。</p>	
<p><u>別表第 4 (第 8 条、第 10 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項)</u> (第 1 項省略)</p>	<p><u>別表第 3 (第 7 条、第 9 条)</u> (第 1 項省略)</p>
<p>2 客室の基準</p> <p>(1) 客室の総数の 2 分の 1 以上は、客室の床面積がそれぞれ 5 平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 屋外に面する主たる客室には、当該主たる客室の面積の 10 分の 1 以上の開口部面積を有する窓が設けられていること。</p> <p>(3) 階層式寝台は、<u>2 層</u>とし、上段と天井との間隔は、<u>おおむね 1 メートル以上</u>であること。</p> <p>(4) 他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に<u>かぎ</u>を掛けることができるものであること。</p> <p>(5) <u>寝具を収納する押入れ又はこれに類する収納設備が設けられていること。ただし、施設内の他の適当な場所に、寝具を収納することができる専用の収納設備が設けられている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) 宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられていること。ただし、施設内の他の適当な場所に宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられている場</p>	<p>2 客室の基準</p> <p>(1) 客室の総数の 2 分の 1 以上は、客室の床面積がそれぞれ 5 平方メートル以上であること。<u>ただし、法第 3 条第 1 項の許可の申請に当たって宿泊者の数を 10 人未満とする場合にあっては、客室の総数の 2 分の 1 以上は、客室の床面積がそれぞれ 6.6 平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) 屋外に面する主たる客室には、<u>採光上有効な窓</u>が設けられていること。</p> <p>(3) 階層式寝台は<u>2 層</u>とし、上段と天井との間隔は<u>おおむね 1 メートル以上</u>であること。</p> <p>(4) 他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に<u>鍵</u>を掛けることができるものであること。</p> <p><b>【第 5 号削除】</b></p> <p>(5) 宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられていること。ただし、施設内の他の適当な場所に宿泊者ごとにその衣類及び携帯品を保管することができる設備が設けられている場</p>

現 行	改 正 案
<p>合又は客室内の宿泊者が専有する場所の出入口が<u>かぎを掛けることができるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具その他これらに類するものが備え付けられていないこと。</u></p> <p>3 <u>玄関帳場の基準</u> 別表第2第3項の規定に該当する玄関帳場が設けられていること。</p> <p>4 <u>入浴設備の基準</u> 別表第3第4項の規定に該当すること。</p> <p>5 <u>洗面設備の基準</u> <u>(1) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u> <u>(2) 床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u> <u>(3) 共同用の洗面設備の給水栓の数は、専用の洗面設備を有しない客室の床面積の合計が100平方メートル以下の場合は20平方メートルまでごとに1以上、100平方メートルを超える場合は5に100平方メートルを超える面積の40平方メートルまでごとに1を加えた数以上であること。</u></p> <p>6 <u>便所の基準</u> (第1号から第2号まで省略)</p>	<p>合又は客室内の宿泊者が専有する場所の出入口が<u>鍵を掛けることができるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><b>【第7号削除】</b></p> <p>3 <u>玄関帳場等の基準</u> <u>(1) 別表第2第3項の規定に該当する玄関帳場が設けられていること。ただし、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として次のいずれにも該当するものが設けられている場合は、玄関帳場を設けないことができる。</u> <u>ア 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備</u> <u>イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備</u> <u>(2) 前号本文の規定にかかわらず、一の玄関帳場(別表第2第3項第2号から第4号までの規定に該当するものに限る。)において、宿泊の用に供する部分が存する施設への出入りの状況が常に鮮明な画像で確認できる場合は、当該玄関帳場を、当該玄関帳場からおおむね1,000メートル以内に位置する複数の簡易宿所営業の施設(営業者が異なる簡易宿所営業の施設を含む。)に共通する玄関帳場とすることができる。</u></p> <p>4 <u>入浴設備の基準</u> 別表第2第4項の規定に該当すること。</p> <p>5 <u>洗面設備の基準</u> 別表第2第5項の規定に該当すること。</p> <p>6 <u>便所の基準</u> (第1号、第2号を省略)</p> <p><u>(3) 流水式手洗設備が設けられていること(客室内の専用の便所においては、当該客室内に洗面設備が設けられている場合を除く。)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>専用の便所を有しない客室がある場合は、共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p>(4) <u>共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない客室の床面積の合計が 100 平方メートル以下の場合には 20 平方メートルまでごとに 1 以上、100 平方メートルを超える場合は 5 に 100 平方メートルを超える面積の 40 平方メートルまでごとに 1 を加えた数以上であること。</u></p> <p>(5) <u>共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること。</u></p> <p>7 給水設備の基準 別表第 2 第 8 項の規定に該当すること。</p> <p><u>別表第 5 (第 9 条)</u> (第 1 項省略)</p> <p>2 客室の基準</p> <p>(1) <u>客室の数は、5 室以上であること。</u></p> <p>(2) <u>1 客室の床面積は、7 平方メートル以上であること。ただし、1 人専用のものにあつては、その床面積を 5 平方メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>出入口及び窓は、かぎを掛けることができるものであること。</u></p> <p>(4) <u>他の客室との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互にかぎを掛けることができるものであること。</u></p> <p>(5) <u>宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。</u></p> <p>3 入浴設備の基準 別表第 3 第 4 項の規定に該当すること。</p> <p>4 洗面設備の基準 別表第 3 第 5 項の規定に該当すること。</p> <p>5 便所の基準</p> <p>(1) <u>機械換気設備又は換気上有効な窓が設けられていること。</u></p> <p>(2) <u>床及び腰張りが、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性の耐水材料で造られていること。</u></p> <p>(3) <u>専用の便所を有しない客室がある場合は、共同用の便所が設けられていること。</u></p>	<p>(4) <u>専用の便所を有しない客室がある場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の便器を有する共同用の便所が設けられていること。</u></p> <p><b>【第 4 号、第 5 号削除】</b></p> <p>7 <u>寝具、寝衣等の保管設備の基準</u> 別表第 2 第 7 項の規定に該当すること。</p> <p>8 <u>給水設備の基準</u> 別表第 2 第 8 項の規定に該当すること。</p> <p><u>別表第 4 (第 8 条)</u> (第 1 項省略)</p> <p>2 客室の基準</p> <p><b>【第 1 号削除】</b></p> <p>(1) <u>7 平方メートル以上であること。ただし、1 人専用のものにあつては、その床面積を 5 平方メートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。</u></p> <p>(3) <u>他の客室、廊下等との間仕切りが壁、ふすま、板戸等で区分され、開閉できる構造である場合は、当該開閉部分は、相互に鍵を掛けることができるものであること。</u></p> <p>(4) <u>宿泊者の衣類及び携帯品を収納し、又は整理することができる設備が設けられていること。</u></p> <p>3 入浴設備の基準 別表第 2 第 4 項の規定に該当すること。</p> <p>4 洗面設備の基準 別表第 2 第 5 項の規定に該当すること。</p> <p>5 便所の基準 別表第 3 第 6 項の規定に該当すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(4) <u>共同用の便所に設ける便器の数は、専用の便所を有しない客室の床面積の合計が 160 平方メートル以下の場合 40 平方メートルまでごとに 1 以上、160 平方メートルを超える場合は 4 に 160 平方メートルを超える面積の 80 平方メートルまでごとに 1 を加えた数以上であること。</u></p> <p>(5) <u>共同用の便所には、流水式手洗設備が設けられていること。</u></p>	
<p>(第 6 項省略)</p>	<p>(第 6 項省略)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）別表第 2 第 6 項第 3 号及び別表第 3 第 6 項第 3 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設について適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、施行日前の旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設及びこの条例の施行の際現に存する旅館業の施設、この条例の施行の際現に存する旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営むための同項の規定による許可の申請に係る当該施設並びにこの条例の施行の際現に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条若しくは第 6 条の 2 の規定による確認を受け、又はこれらの確認の申請を行っている旅館業の施設であって、平成 31 年 6 月 15 日までに同項の規定による許可の申請を行うもの（以下「既存旅館業施設等」という。）に係る新条例別表第 2 第 6 項第 3 号及び別表第 3 第 6 項第 3 号の規定は、同日から適用する。</u></p> <p>4 <u>新条例別表第 2 第 6 項第 5 号及び別表第 3 第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後の旅館業法第 3 条第 1 項の規定による許可の申請に係る旅館業の施設（既存旅館業施設等を除く。）について適用し、既存旅館業施設等については、なお従前の例による。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、既存旅館業施設等を施行日以後に改修する場合においては、当該改修する部分に限り、新条例別表第 2 第 6 項第 5 号の規定を適用する。</u></p>